

6.2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償基準

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により、現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 360円以内 高齢者等に供与する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。	災害発生の日から 7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。(ホテル・旅館の利用額は@10,000円(税込)/泊・人以内とするが、これにより難しい場合は内閣府と事前に調整を行うこと。)
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者	○ 建設型応急住宅 1 規模 地域の実情・世帯構成に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 7,089,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から 20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、7,089,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内
		○ 賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額		災害発生の日から速やかに借上げ、提供
炊き出し その他による 食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,390円以内	災害発生の日から 7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 7日以内	輸送費、人件費は別途計上

救助の種類	対 象	費用の限度額		期 間		備 考			
被服、寝具 その他の 生活必需品 の給与 又は貸与	住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼 又は床上浸水、船舶の遭難等により、 生活上必要な被服、寝具その他生活 必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常 生活を営むことが困難な者	1 下記金額の範囲内		災害発生の日から 10 日以内		1 備蓄物資の価格は年度当 初の評価額 2 現物給付に限ること			
		2 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は、 災害発生の日をもって決定する。							
		区分	1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上 1人増す ごとに加算	
		全壊 全焼	夏	20,300円	26,100円	38,700円	46,200円	58,500円	8,500円
		流失	冬	33,700円	43,500円	60,600円	70,900円	89,300円	12,300円
半壊 半焼	夏	6,700円	8,900円	13,400円	16,300円	20,500円	2,900円		
	冬	10,700円	14,000円	19,900円	23,600円	29,800円	3,900円		
床上浸水	冬	10,700円	14,000円	19,900円	23,600円	29,800円	3,900円		
医療	医療の途を失った者(応急的な措置)	1 救護班等・使用した薬剤、治療材料、破損した医療 器具の修繕費等の実費		災害発生の日から 14 日以内		次の範囲内において行うこ と。 (1)診療 (2)薬剤又は治療材料の支 給 (3)処置、手術その他の治療 及び施術 (4)病院又は診療所への収 容 (5)看護 患者等の移送費は、別途計 上			
		2 病院又は診療所・国民健康保険診療報酬の額以 内							
		3 施術者 協定料金の額内							
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内 に分べんした者であって、災害のため 助産の途を失った者	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実 費		分べんした日から 7 日以内		妊婦等の移送費は、別途計 上			
		2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以 内の額							
被災者の救出	1 現に生命若しくは身体が危険な状 態にある者 2 生死不明の状態にある者	当該地域における通常の実費		災害発生の日から 3 日以内		被災者の救出のため支出で きる費用は、舟艇その他救出 のための機械、器具等の借上 費又は購入費、修繕費及び 燃料費 輸送費、人件費は、別途計上			
福祉サービスの 提供	避難生活において配慮を必要とする高 齢者、障害者、乳幼児その他の者	1 左記の者からの相談対応等消耗器材費又は器物 の使用謝金、借上費若しくは購入費(工事費を含 む。)として当該地域における通常の実費 2 福祉避難所の設置 消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借 上費若しくは購入費、光熱水費、仮設便所等の設置 費として当該地域における通常の実費		災害発生の日から7日 以内		輸送費、人件費は、別途計上			
住家の被害の 拡大を防止する ための緊急の修 理	災害のため住家が半壊(焼)又はこれ に準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸 入等を放置すれば住家の被害が拡大 するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が 必要な部分に対して、 1世帯当たり 53,900円以内		災害発生の日から10日 以内					

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
日常生活に必要な最小限度の部分の処理	1 住家が半壊(焼)若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 1 世帯当り ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 739,000 円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 358,000 円以内	災害発生の日から 3 か月以内(災害対策基本法第 23 条の 3 第 1 項に規定する特定災害対策本部、同法第 24 条第 1 項に規定する非常災害対策本部又は同法第 28 条の 2 第 1 項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6か月以内)	
学用品の給与	住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷し、修学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書代 (1)小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法第二条第一項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費 (2)高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費 2 文房具及び通学用品は、1 人当たり次の金額以内 小学校児童 1 人当たり 5,500 円 中学校生徒 1 人当たり 5,800 円 高等学校等生徒 1 人当たり 6,300 円	災害発生の日から(教科書) 1ヶ月以内 (その他の学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給。	1 体当たり 大人(12 歳以上) 232,200 円以内 小人(12 歳未満) 185,700 円以内	災害発生の日から 10 日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10 日以内	死体の搜索のため支出できる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とする。 輸送費、人件費は、別途計上
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)を行うもの。	(洗浄、消毒等) 1 体当たり 3,700 円以内 一時保存 既建建物借上費 通常の実費 既建建物以外 1 体当たり 5,900 円以内 検案 救護班以外は慣行料金の額内	災害発生の日から 10 日以内	1 次の範囲内において行うこと。 (1)死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 (2)死体の一時保存 (3)検案 2 検案は、原則として救護班 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者	町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 143,900 円以内	災害発生の日から 10 日以内	障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とする。

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
輸送費及び賃金 職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 福祉サービスの提供 5 食金の供与及び飲料水の供給 6 死体の捜索 7 死体の処理 8 救済用物資の整理 配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる 期間以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる 期間以内	災害が発生するおそれ段階 の救助は、高齢者・障害者等 で避難行動が困難な要配慮 者の方の輸送であり、以下の 費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバ ス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降す るための補助員など、避難支援 のために必要となる賃金職員 等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第四条第一号から 第四号までに規定する者	害救助法第 7 条第 1 項の規定により救助に関する 業務に従事させた都道府県知事等(法第 3 条に規定する都道府県知事等をいう。)の総括する都 道府県等(法第 17 条第 1 号に規定する 都道府県等をいう。)の常勤の職員で当該業務に従 事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる 期間以内	時間外勤務手当及び旅費は 別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費(消耗品費、燃料費、食糧 費、印刷製本費、光熱水費、修繕料) 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第 21 条に定め る国庫負担を行う年度(以下「国庫負担対象年度」と いう。)における各災害に係る左記 1 から 7 までに 掲げる費用について、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 143 条に定める会計年度所属 区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、 各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対 象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の 合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、そ れぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合 計額以内とすること。	救助の実施が認められる 期間及び災害救助費の 精算する事務を行う期間 以内	災害救助費の精算事務を行 うのに要した経費も含む。
		イ 3 千万円以下の部分の金額については 100 分の 10 ロ 3 千万円を超え 6 千万円以下の部分の金額については 100 分の 9 ハ 6 千万円を超え 1 億円以下の部分の金額については 100 分の 8 ニ 1 億円を超え 2 億円以下の部分の金額については 100 分の 7 ホ 2 億円を超え 3 億円以下の部分の金額については 100 分の 6 ヘ 3 億円を超え 5 億円以下の部分の金額については 100 分の 5 ト 5 億円を超える部分の金額については 100 分の 4		

※災害救助法施行令 第三条

救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ、都道府県知事が、これを定める。

※災害救助法施行令 第三条 2

前項の内閣総理大臣が定める基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。